

この資料は、平成26年4月17日から行っている基準に係る意見募集の公開資料を一部抜粋したものです。

子ども・子育て支援新制度に係る 地域型保育事業の設備及び運営に関する基準(案) についての御意見を募集しています

平成27年4月から、子ども・子育て支援に関する新しい制度(以下「新制度」といいます。)が、本格的な実施される予定です。

新制度の実施に伴い、市町村では新たな事務を行うこととなりますが、その事務を処理するための基準を、国の政省令を参考に市町村が地域の実情に応じて定めることとなっています。多賀城市も、新制度の実施に向け、基準を定める準備を進めております。

この基準は、お子さんの命を預かる児童福祉関連施設に関する最低基準となりますことから、その重要性に鑑み、今回、みなさまから御意見を募集するものです。

策定の参考といたしますので、御意見をお聞かせください。

● 地域型保育事業の設備及び運営に関する基準(認可基準)について

子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、多賀城市が定める必要のある基準は、次のとおりです。

- ・地域型保育事業の設備及び運営に関する基準(認可基準)
- ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(確認制度)
- ・支給認定(保育の必要性の認定)に関する基準
- ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

この基準は、国が政省令で定める基準に準じ、各市町村が地域の実情に応じ定めることとされているものです。

他の基準に先行し、地域型保育事業の認可基準案に関する意見募集を行う理由について

新制度に関して国が定める基準については、国の子ども・子育て会議、基準検討部会等の検討を経て、政省令等としてこれから制定・公布される予定です。

本来であれば、政省令等の公布を待って、多賀城市においても上記4つの基準等を定める手続に取り掛かるところです。しかし、地域型保育事業については、他の基準にはない民間事業者の準備等が伴う見込みであり、その準備等を施行の日である平成27年4月1日に間に合わせるためには、政省令等の公布の前に作業を進め、他の基準に先駆けて条例制定の作業を進めております。

今回、認可基準の素案を作成しましたので、条例制定作業の経過のひとつとして、これに関する意見をみなさまから募集するものです。

地域型保育事業以外の基準については、改めて意見を募集する予定です。

新制度に関して国が定める基準と多賀城市の基準について

基準案の検討に際しては、平成26年1月24日現在の国の対応方針で示された基準を満たすことを基本的な考え方としました。

国の対応方針については政省令の公布等により修正や項目追加がされる可能性があり、今回お示している多賀城市の認可基準の案については、今後公布される政省令等の内容により若干変更される可能性があります。

今回お示ししている案と公布等がされた政省令との間に違いがあった場合には、原則として、政省令の基準を満たすことを基本とします。そのため、実際に議会に提出する条例案が、今回お示している内容から変更・追加される場合がありますので、御了承ください。

規則等の制定について

認可基準については、原則として条例により規定することを予定していますが、一部の内容については、規則や告示により規定する場合があります。

それでは、次のページから、多賀城市の地域型保育事業の設備及び運営に関する基準(認可基準)の案について説明をしていきます。

地域型保育事業の設備及び運営に関する基準(認可基準)の案の概要

1 地域型保育事業について

地域型保育事業は、新制度により、新たに市町村の認可事業として位置づけられる事業です。

様々な場所での多様な保育の提供が可能なおから、待機児童の多い都市部では待機児童対策に、また、子どもの数の減少傾向がある地域では地域における保育の確保に、それぞれ寄与することが期待されています。

地域型保育事業は、原則満3歳未満の保育を必要とする乳幼児に対し行われる事業であり、次の4類型があります。

【地域型保育事業の類型】

類型	内容
小規模保育 (定員6人～19人)	比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を実施。保育を目的とした様々なスペースで行う。 規模に応じて以下の3つの類型が想定されている。 ・A型(保育所分園に近いもの) ・B型(保育所分園と家庭的保育の中間的なもの) ・C型(家庭的保育に近いもの)
家庭的保育 (定員5人以下)	家庭的な雰囲気の下で、少人数を対象にきめ細かな保育を実施。保育者の居宅その他の場所で保育を行う。
事業所内保育	企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施。地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供する。
居宅訪問型保育	保育を必要とする子の居宅において、1対1を基本とするきめ細かな保育を実施する。いわゆるベビーシッター。(主に、特別なケアが必要な子の保育や、保護者の夜間勤務等に対応)

※ 地域型保育事業については、客観的な認可基準に適合し、必要な条件(社会福祉法人・学校法人以外の者は、経済的基礎・社会的信望・社会福祉事業の知識経験に関する要件)を満たす場合には、欠格事由に該当する場合や需給調整が必要な場合でない限り、原則として認可するという、今までの保育所等の認可よりも透明性の高い認可の仕組みとなります。

※ 居宅訪問型保育の具体的な対象者としては、個別ケアを要する児童への対応、保育所等撤退時の受け皿、ひとり親家庭の夜間宿直勤務等への対応を想定しています。

2 地域型保育事業の認可基準について

地域型保育事業の認可基準については、各市町村が、国が定める「従うべき基準」又は「参酌すべき基準」の区分に従い、条例で定める必要があります。

【基準の区分】

	従うべき基準	参酌すべき基準
法的な効果	○「従うべき基準」とは、必ず適合しなければならない基準 ○条例の内容は、法令の「従うべき基準」に従わなければならない。	○「参酌すべき基準」とは、十分参照しなければならない基準 ○条例の制定に当たっては、法令の「参酌すべき基準」を十分参照した上で判断しなければならない。
異なるものを定めることの許容の程度	法令の「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許される。	法令の「参酌すべき基準」を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許される。
備考	「従うべき基準」の範囲内であることについて説明責任 ⇒基準の範囲を超える場合は違法	「参酌する行為」を行ったかどうかについて説明責任（行為規範） ⇒「参酌する行為」を行わなかった場合は違法
基準の対象となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・地域型保育事業に従事する者の資格とその数 ・地域型保育事業の運営に関する事項であって、児童の適切な処遇の確保、秘密の保持、児童の健全な発達に密接に関連するもの (例：差別的取扱いの禁止、虐待の禁止、個人情報保護等) 	左記以外の事項

※ 「保育室及びその面積（面積基準）」については、地域の実情に応じて、公的空間等の活用などを容易にするため、保育所等とは異なり「参酌すべき基準」とされています。

※ 「区分」の解説は、「条例委任の類型について(地方分権改革推進委員会第3次勧告の別紙2)」から抜粋・加筆

3 多賀城市の認可基準の案

認可基準に係る国の省令については未だ公布されておりませんが、国の子ども・子育て会議、基準検討部会等での検討がおおむね終了し、国から対応方針が示されたことに伴い、多賀城市では、この対応方針をもとに検討作業に着手することとしました。

対応方針に盛り込まれる予定となっているものの概要は、次のとおりです。

- (1) 基本方針等（人権配慮等）
- (2) 人員に関する基準（保育士の配置数等についての基準）
- (3) 設備に関する基準（必要な面積及び設備についての基準）
- (4) 運営に関する基準（給食、連携施設等についての基準）

認可基準の案の作成に当たっては、国が示した対応方針に準じた規定とすることを基本としつつ、多賀城市の地域性等の事情を踏まえ、独自の基準の制定も視野に入れ、検討してまいりました。

多賀城市独自の基準（国の基準への上乗せ）については、次のとおりとすることを考えています。

【多賀城市の基準案（独自部分抜粋）】

(1) 非常災害対策

国の対応方針：なし
保育所の基準（県条例規定）：次の項目を努力義務とする。 (1) 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設ける。 (2) 非常災害に対する具体的計画を立てる。 (3) 非常災害時における消防機関その他の関係機関への通報及び連絡体制を整備 (4) 定期的に従業者に周知 (5) 定期的に避難、救出その他必要な訓練 (6) 避難及び消火に対するものは、少なくとも毎月一回
市：保育所の基準に準じる。 また、「非常災害に備えて、非常食、飲用水、日用品等の備蓄及び自家発電装置等の確保を行うこと。」を努力義務の内容に追加する。
【市独自基準にする理由】 東日本大震災の被災市として、実効性の高い非常災害対策となるよう計画段階から想定される災害に対応できる対策を立てることとし、事業者等が過度な負担とならないよう配慮した上で、日頃の防災意識の高揚を図るため市独自基準を設けることとする。 なお、保育所基準への上乗せ内容については、多賀城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例において規定されたものを参考としている。

(2) 暴力団の排除

国の対応方針：なし
保育所の基準（県条例規定）：次の2項目 (1) 保育所長、主任等は、暴力団員であってはならないこと。 (2) 暴力団員等が、事業活動に支配的な影響力を持たないこと。
市：保育所の基準に準じる。
【市独自基準にする理由】 平成25年1月1日施行の「多賀城市暴力団排除条例」を受けて、暴力団の排除規定を設け、利用者が安心して利用できる環境を整備する。

※ 居宅訪問型保育については、保護者・子どもの居宅において行われるという事業の特性を踏まえ、基本的に暴力団排除のみ行うこととします。

4 施行期日

平成27年4月1日

5 経過措置等

政省令及び児童福祉法の一部改正に係る内容の規定を予定しています。

6 その他

「地域型保育事業の設備及び運営に関する基準」については、原則として条例において規定することを予定していますが、一部の内容について規則や告示で規定する場合があります。

地域型保育事業の認可基準に係る国の対応方針概要 (H26. 1. 24 現在) と多賀城市の基準案

○家庭的保育事業・小規模保育事業(職員数・保育従事者は従うべき基準。その他は、従うべき基準・参酌すべき基準は未分類)

		国の対応方針			多賀城市の基準案	
		小規模保育事業(定員6人～19人)				家庭的保育(定員5人以下)
		A(分園型)	B(中間型)	C(家庭的保育型)		
設置者からの暴力団排除		—(現在国から示されていない。)			暴力団の参入等の排除	
職員数		【0歳児】3:1 【1・2歳児】6:1 +1人	【0歳児】3:1 【1・2歳児】6:1 +1人	【0～2歳児】3:1 補助者を置く場合5:2	【0～2歳児】3:1 家庭的保育補助者を置く場合5:2	国の基準どおり
保育従事者	種類	保育士	保育士 +保育従事者 ※保育士割合1/2以上	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者)	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者)	国の基準どおり
		※0～2歳児4人以上受け入れる場合、保健師又は看護師を1人に限り保育士としてカウント可		※家庭的保育者 必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者 ※家庭的保育補助者 必要な研修を修了し、市長が認める者		
保育室等		【0・1歳児】 乳児室又はほふく室(1人3.3㎡) 【2歳児】 保育室(1人1.98㎡)	【0・1歳児】 乳児室又はほふく室(1人3.3㎡) 【2歳児】 保育室(1人3.3㎡)	保育を行う専用居室(1人3.3㎡、部屋自体は9.9㎡以上必要)		国の基準どおり
屋外遊技場		屋外遊技場(付近の代替地可) 2歳児1人につき3.3㎡		同一敷地内に遊戯等に適当な広さの庭(付近の代替地可)2歳児1人につき3.3㎡		国の基準どおり
給食	方法	自園調理(調理業務の委託可。連携施設、近接した同一・系列法人が運営する小規模保育事業、社会福祉施設、病院からの搬入可) ※現在自園調理を行っていない事業から移行する場合は、第1期の市町村事業計画の終期(平成31年度末)までの間に体制を整える前提で、経過措置あり。			国の基準どおり	
	設備	調理設備 (通常のキッチン設備を基に定員に応じた設備内容を求める。連携施設等からの搬入の場合は、提供にあたり必要な加熱、保存等の調理機能を求める。)			国の基準どおり	
	職員	調理員 (調理業務の委託、連携施設等からの搬入の場合不要)		調理員(調理業務の委託、連携施設等からの搬入を行う場合不要) 子ども3人以下の場合家庭的保育補助者で対応可	国の基準どおり	
耐火基準		建築基準法による規制に上乗せあり※更に検討 ※保育所に準じた上乗せ規制(保育室等を2階以上に設置する場合は耐火・準耐火建築物)、追加的事項として、①消火器等の消火器具、②非常警報器具、③2階以上の保育室等設置の場合、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備を求める。(避難階段:当面は現行の保育所に準じた取扱い)		基本的には上乗せ規制なし ※更に検討	国の基準どおり	
連携施設		連携施設の設定が必要 【連携内容】 「保育内容の支援」及び「卒園後の受け皿」 【連携施設】 認定こども園、幼稚園、保育所 ※当面は施設の確保・設定が困難で、更なる環境整備が必要と市町村が判断した場合、第1期の市町村事業計画の終期(平成31年度末)までの間、一定の措置を講じた上で、連携施設の設定を求めないことができる(経過措置)			国の基準どおり	
嘱託医		嘱託医(連携施設と同一嘱託医への委嘱も可)			国の基準どおり	
非常災害対策		国の基準なし			別表1記載の7項目	

○事業所内保育事業（職員数・保育従事者は従うべき基準。その他は、従うべき基準・参酌すべき基準は未分類）

		国の対応方針		多賀城市の基準案
		事業所内保育		
		定員 20 人以上	定員 19 人以下	
設置者からの暴力団排除		—（現在国から示されていない。）		暴力団の参入等の排除
職員数	常時 2 人以上 【0 歳児】 3 : 1 【1・2 歳児】 6 : 1	【0 歳児】 3 : 1 【1・2 歳児】 6 : 1 +1 人		国の基準どおり
保育従事者	保育士 （保育所と同様）	小規模保育 A 型（全員保育士）と小規模保育 B 型（保育士割合 1/2）との整合性を図る		国の基準どおり
保育室等	【0・1 歳児】 乳児室（1 人 1.65 m ² ）又は ほふく室（1 人 3.3 m ² ） 【2 歳児】 保育室（1 人 1.98 m ² ）	【0・1 歳児】 乳児室又はほふく室（1 人 3.3 m ² ） 【2 歳児】 保育室（1 人 1.98 m ² ）		国の基準どおり
屋外遊技場	屋外遊戯場（付近の代替地可） 2 歳児 1 人につき 3.3 m ²			国の基準どおり
給食	方法	自園調理 （調理業務の委託可。連携施設、近接した同一・系列法人が運営する小規模保育事業、社会福祉施設、病院からの搬入可） ※現在自園調理を行っていない事業から移行する場合は、第 1 期の市町村事業計画の終期（平成 31 年度末）までの間に体制を整える前提で、経過措置あり。		国の基準どおり
	設備	調理室	調理設備	
	職員	社員食堂の利活用可能（乳幼児への適切な食事提供が前提） 通常のキッチン設備を基に定員に応じた設備内容を求める。 連携施設等からの搬入の場合は、提供にあたり必要な加熱、保存等の調理機能を求める。		
耐火基準	調理員（調理業務の委託、連携施設等からの搬入の場合不要）			
連携施設	小規模保育事業を踏まえ、検討			国の基準どおり
嘱託医	19 人以下の場合は、設定を求める。 【連携内容】 ・ 保育内容の支援 ・ 卒園後の受け皿 地 域 枠：設定を求める。 従業員枠：必ずしも設定を求めない。 【連携施設】 認定こども園、幼稚園、保育所 ※当面は施設の確保・設定が困難で、更なる環境整備が必要と市町村が判断した場合、第 1 期の市町村事業計画の終期（平成 31 年度末）までの間、一定の措置を講じた上で、連携施設の設定を求めないことができる。（経過措置）			国の基準どおり
地域枠の設定	嘱託医（連携施設と同一嘱託医への委嘱も可）			国の基準どおり
地域枠の設定	表のとおり			国の基準どおり
	定員区分		地域枠の定員	
	1 名～10 名	1 名～5 名	1 名	
		6 名・7 名	2 名	
		8 名～10 名	3 名	
	11 名～20 名	11 名～15 名	4 名	
		16 名～20 名	5 名	
	21 名～30 名	21 名～25 名	6 名	
		26 名～30 名	7 名	
	31 名～40 名		10 名	
	41 名～50 名		12 名	
51 名～60 名		15 名		
61 名～70 名		20 名		
71 名～		20 名		
共同運営	複数企業による共同運営可能			国の基準どおり
非常災害対策	国の基準なし			別表 1 記載の 7 項目

○居宅訪問型保育事業（職員数・保育従事者は従うべき基準。その他は、従うべき基準・参酌すべき基準は未分類）

		国の対応方針	多賀城市の基準案
設置者からの暴力団排除		—（現在国から示されていない。）	暴力団の参入等の排除
職員数		【0～2歳児】1：1	国の基準どおり
保育従事者		必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者	国の基準どおり
屋外遊技場		— （保護者・子どもの居宅において保育を行うという特性を踏まえ、設定なし）	国の基準どおり
給食	方法	— （保育者による調理・食事の提供は、行わないことを基本とする。）	国の基準どおり
	設備		
	職員		
耐火基準		— （保護者・子どもの居宅において保育を行うという特性を踏まえ、設定なし。ただし、実際の居宅訪問時における消火器や避難経路の確認等を促す。）	国の基準どおり
連携施設		設定は一律には求めないが、障害や疾病等の個別ケアを要する児童については、バックアップ等の形で必ず設定を求める。 （例：児童発達支援センター、医療機関等） 連携施設の種別は市町村が指定。 連携施設の設定が困難な場合等は、事業者からの求めに応じ市町村が連携先との調整を行う。	国の基準どおり

※ 居宅訪問型保育については、保護者・子どもの居宅において行われるという事業の特性を踏まえ、基本的に暴力団排除のみの上乗せを行うこととする。

別表1

- | |
|---|
| <p>(1) 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けること。</p> <p>(2) 非常災害に対する具体的計画を立てること。</p> <p>(3) 非常災害時における消防機関その他の関係機関への通報及び連絡体制を整備すること。</p> <p>(4) 定期的に従業者に周知すること。</p> <p>(5) 定期的避難、救出その他必要な訓練すること。</p> <p>(6) 避難及び消火に対する訓練を少なくとも毎月一回行うこと。</p> <p>(7) 非常災害に備えて、非常食、飲用水、日用品等の備蓄及び自家発電装置等の確保を行うこと。</p> |
|---|

問合せ先

多賀城市保健福祉部こども福祉課保育係

電話 022（368）1141

ファクス 022（368）1747

内線 184、185

メール kodomo@city.tagajo.miyagi.jp